

## 診療用エックス線装置設置届について

平成 27 年 3 月 3 日改正

### 診療用エックス線装置設置届

◆病院又は診療所にエックス線装置（定格出力の管電圧が 10 キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが 1 メガ電子ボルト未満のもの）を設置した場合、設置後 10 日以内に届け出る必要があります。

（診療用エックス線装置の例）

- ①間接撮影装置
- ②直接撮影装置
- ③断層撮影装置
- ④透視撮影装置
- ⑤歯科撮影装置（デンタル・パノラマ）
- ⑥エックス線CT撮影装置
- ⑦血管造影撮影装置
- ⑧位置決め装置（シミュレーター）
- ⑨エックス線骨塩定量分析装置
- ⑩外科イメージ
- ⑪移動型装置

◆届出義務者は、病院又は診療所の管理者です。

【根拠法令】医療法第 15 条第 3 項、医療法施行規則第 24 条の 2

#### 【必要書類】

- (1) 診療用エックス線装置設置届（第 41 号様式）
- (2) エックス線診療室の平面図及び側面図  
※隣接室名及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記すること  
※管理区域を赤線で囲むこと  
※平面図については、エックス線管の位置及び照射方向、装置（機器）の配置、エックス線管中心から天井、床及び周囲の隔壁の外側までの距離（メートル）、防護物の材料及び厚さ並びに管理区域の標識等の位置を記載すること。
- (3) 漏えい放射線測定結果報告書の写し  
※測定条件等を明示すること
- (4) 遮蔽計算書
- (5) 装置の配置図
- (6) 測定機器の校正証明書 ※直近のもの